

石卷市南浜地区復興祈念公園（仮称）

基本構想（案）

平成26年1月

国土交通省東北地方整備局
宮 城 県
石 卷 市

はじめに

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められている。

本構想は、東日本大震災で甚大な被害を受け、宮城県及び石巻市による復興祈念公園の整備が計画されている宮城県石巻市南浜地区を対象に、当公園の今後の整備及び運営維持管理にあたり踏まえるべき基本的事項を定めたものである。

なお、本構想は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものである。

宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会

	氏 名	役 職
委員長	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
副委員長	森山 雅幸	宮城大学副学長
委 員	今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所副所長・教授
〃	牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
〃	岸井 隆幸	日本大学理工学部教授
〃	古藤野 靖	いのちの森をつくる会会長
〃	松村 豪太	一般社団法人 ISHINOMAKI2.0 代表理事 (敬称略・五十音順)
行政委員	三浦 秀一	宮城県副知事
〃	亀山 紘	石巻市長
〃	稲田 幸三	復興庁宮城復興局次長
〃	舟引 敏明	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	岡本 裕豪	国土交通省東北地方整備局建政部長

－ 目 次 －

はじめに

1. 石巻市南浜地区の概要	1
(1) 立地	1
(2) 南浜地区の土地の履歴	2
(3) 東日本大震災における被害の実態	14
(4) 石巻市震災復興基本計画	17
2. 基本理念	22
3. 基本方針	23
4. 公園区域	26
5. 空間構成の方針	27
(1) 空間構成の考え方	27
(2) 空間配置方針	28
(3) 国・県・市の役割と機能区分	29
(4) 空間の骨格	30

1. 石巻市南浜地区の概要

(1) 立地

石巻市は宮城県北東部にあって、奥羽山脈と北上高地の間を流れる東北最長の河川、北上川の下流から河口に位置するまちである。市のほぼ中央には旧北上川が南北に縦断し、右岸から西の地域は仙台平野の東端部となり、広い石巻平野と北上川がもたらした肥沃な土壌から稲作を中心とした農地が多い。旧北上川左岸から東の地域は北上山地とリアス式海岸によって複雑な地形をしており、平地が少ない。

南浜地区は、旧北上川の右岸河口部の標高1m程度の低地で、石巻平野とリアス式海岸の接合部に立地する。地区の北側は標高56.4mの日和山が位置し、南側は雲雀野海岸越しに太平洋の大海原が広がり東側は旧北上川が流れている。



図1 宮城県石巻市南浜地区の位置

地図：国土地理院 日本周辺図及び新版標準地図より

(2) 南浜地区の土地の履歴

1) 舟運の時代

海に囲まれた石巻は、豊富な海産資源に恵まれていたため、多くの遺跡が見られるように古くから人々の豊かな暮らしが営まれていた。

古くは鎌倉時代に遡り1189年（文治5年）、奥州合戦の恩賞として牡鹿郡を拝領した葛西清重が日和山で祝宴を催し、日和山城（石巻城）を築いたといわれている。以来、約400年もの間、牡鹿郡は葛西氏の重要な所領となり、日和山はその居城であったとされている。

三陸及び仙台湾沿岸一帯は、1611年（慶長16年）の地震により大津波（慶長地震津波）が発生し、津波の範囲は、少なくとも青森県から岩手県、宮城県の岩沼市に及んでおり、伊達政宗の領地だけで5千人の溺死者があったとされている。石巻の歴史資料からは、慶長津波の被害報告は見当たらないものの、石巻平野における津波堆積物調査において、この時代の堆積物が確認されている。

江戸時代の北上川は、南部藩と仙台藩を結ぶルートとして重要な交通ルートであったが、度重なる洪水を引き起こす暴れ川でもあった。これを改善するため、1616年（元和2年）より、伊達政宗の命を受けた川村孫兵衛が北上川の改修工事に着手した。この工事によって、石巻は江戸廻米の一大集積地となり、奥州の中心的な「川湊のまち」として繁栄した。

時の俳諧師 松尾芭蕉は、1689年（元禄2年）に石巻を訪れ、1702年（元禄15年）に刊行した紀行文集「奥の細道」に、この際に目にした川湊のまちの繁栄が、驚きをもって記されている。

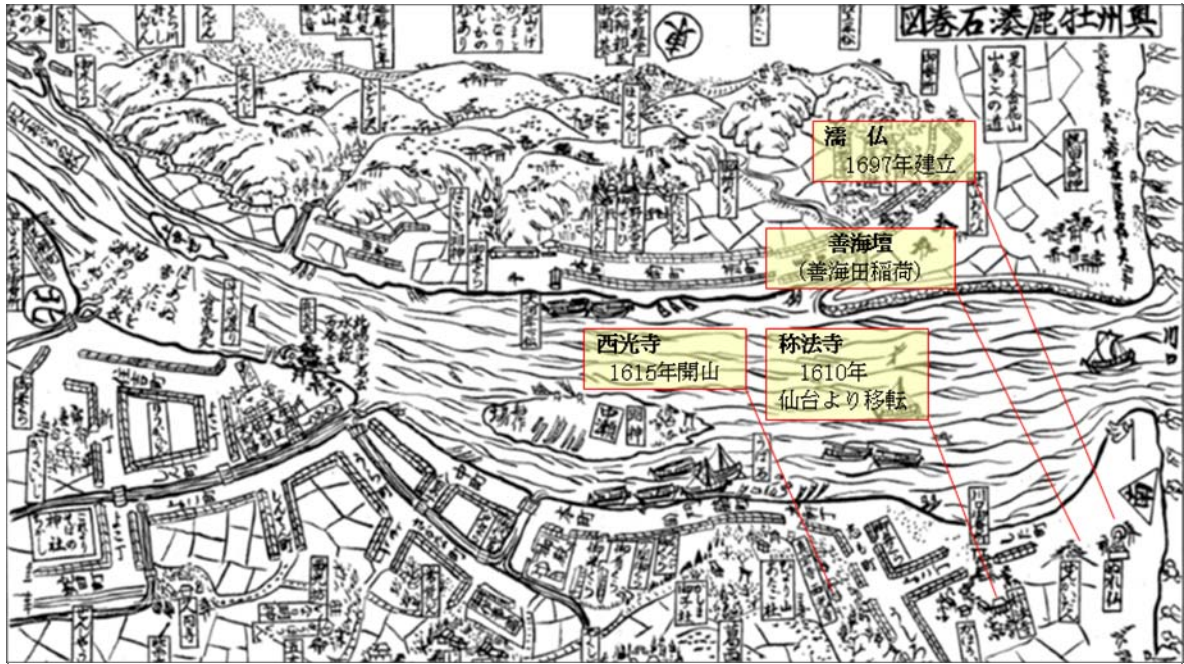


図2 奥州牡鹿湊石巻図 1727年(享保11年)頃の北上川河口付近

江戸時代後期の風景画には、東日本大震災において津波被害を受けた門脇地区の西光寺や称法寺も描かれている。また、門脇地区には、蔵屋敷や藩の材木蔵など造船関係の施設、河口穀改番所が存在していた。

一方で、当時の南浜には人家等は存在しておらず、浜堤砂丘の松林と湿地帯が広がり、今もその名を残す濡仏と善海壇（善海田稲荷）が描かれている。

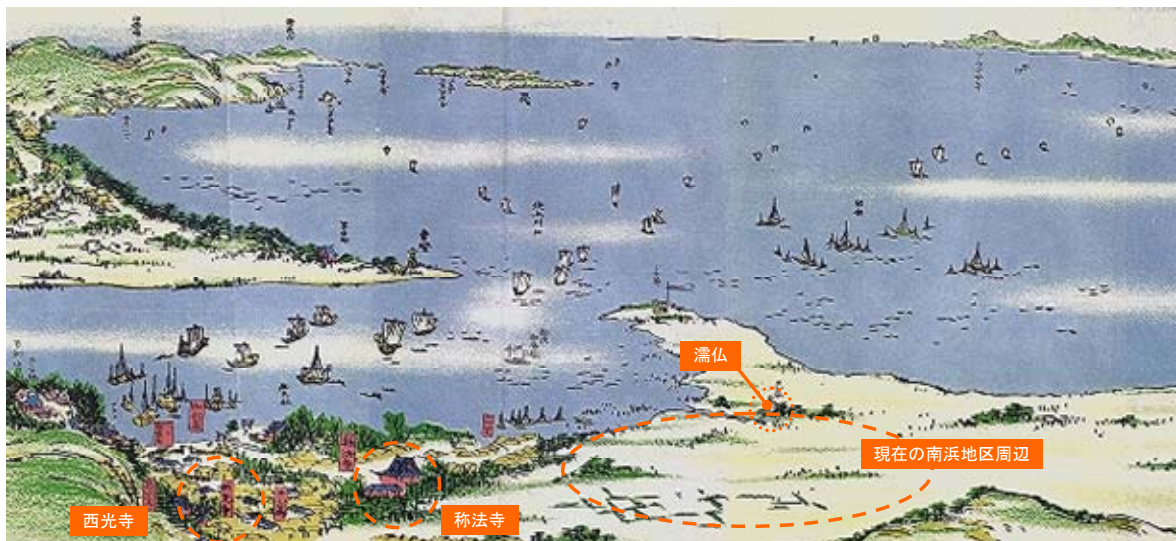


図3 仙臺石巻湊眺望之全圖の一部を加工・加筆
1852年(嘉永5年頃)の旧北上川河口付近

濡仏は、1696年（元禄9年）11月に石巻地方を襲った大津波の犠牲者供養のため、徳川家一門が建立を発願し、京都の仏師に制作を依頼した。京都から石巻への船輸送の道中、銚子沖で船が遭難し一旦は海に沈むも、数十年後に石巻の海岸に漂着した。長年海中に沈んでいたため、あたかも潮水を浴びたような様相であったため「濡仏様」と称されていたことが、雲雀山濡仏堂の石碑文「尊像の縁起」に記されている。現在は、東日本大震災の津波により流され、台座を残すのみとなっている。



写真1 震災前の濡仏 写真:みちのく悠々万歩計より

2) 産業化の時代

1887年（明治20年）12月、青森に向けて延伸されていた東北本線の仙台から塩竈に至るルートが開業し、北上川の舟運は衰退したが、蒸気船による観光利用や水上交通の要衝として、川湊としての賑わいは残した。

1912年（大正元年）10月には、後の石巻線となる仙北軽便鉄道が小牛田から石巻間で開業し、川湊としての活気は徐々に失われていった。

明治時代の後期から大正時代になると、南浜地区においても開墾がなされ、湿地と耕作地が混在する地域となった。大正時代の地図によると、桑畑と水田の利用がほとんどであり、家屋はまばらであった。釜入江上流付近では湧水が見られ、湿地が広がっていた。雲雀野海岸付近と聖人堀沿いには松林が存在していた。

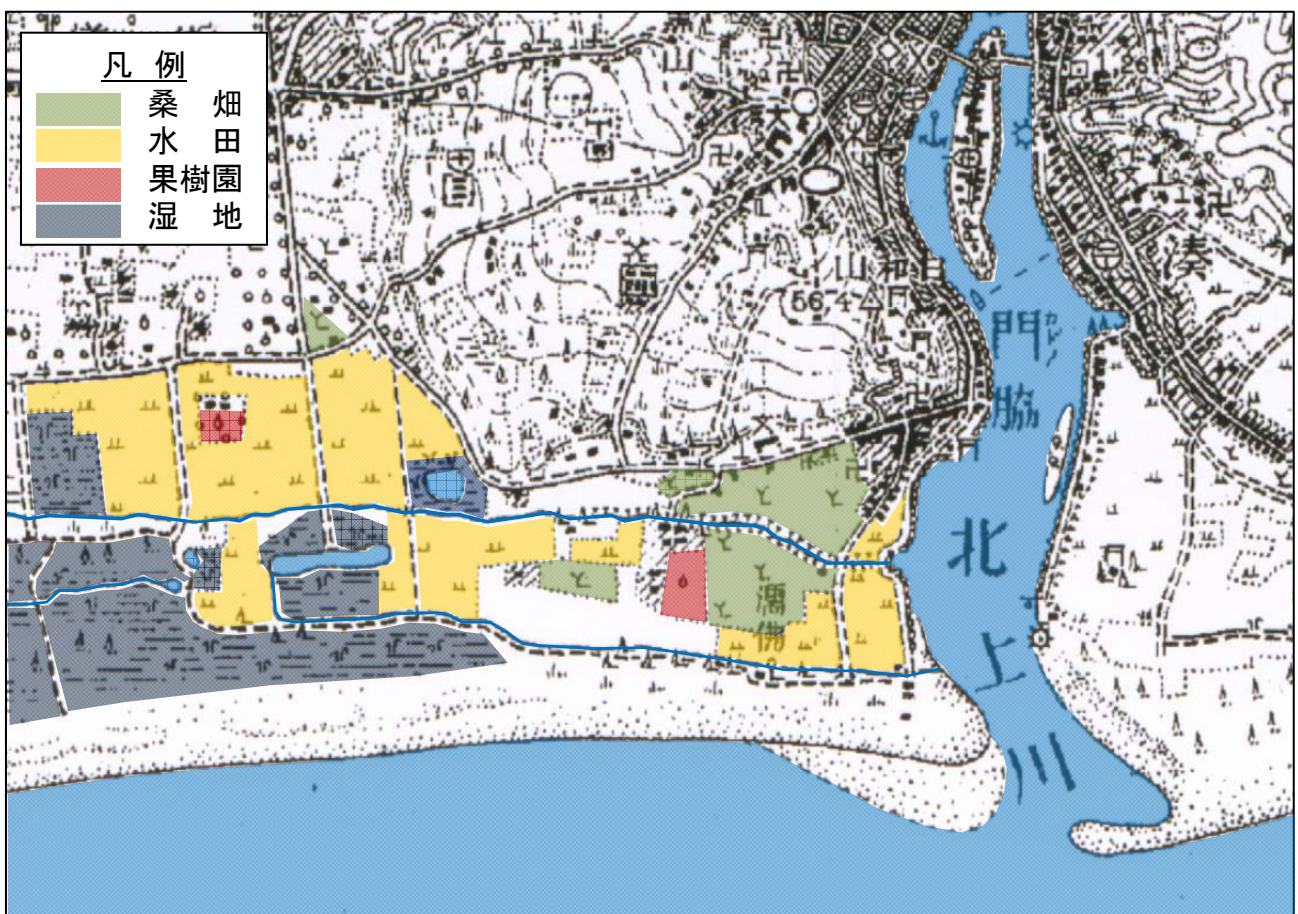


図4 大正時代の南浜地区周辺の状況

地図：日本地図センター作成「1913年(大正2年)頃の石巻町主要部」より一部転載・加筆

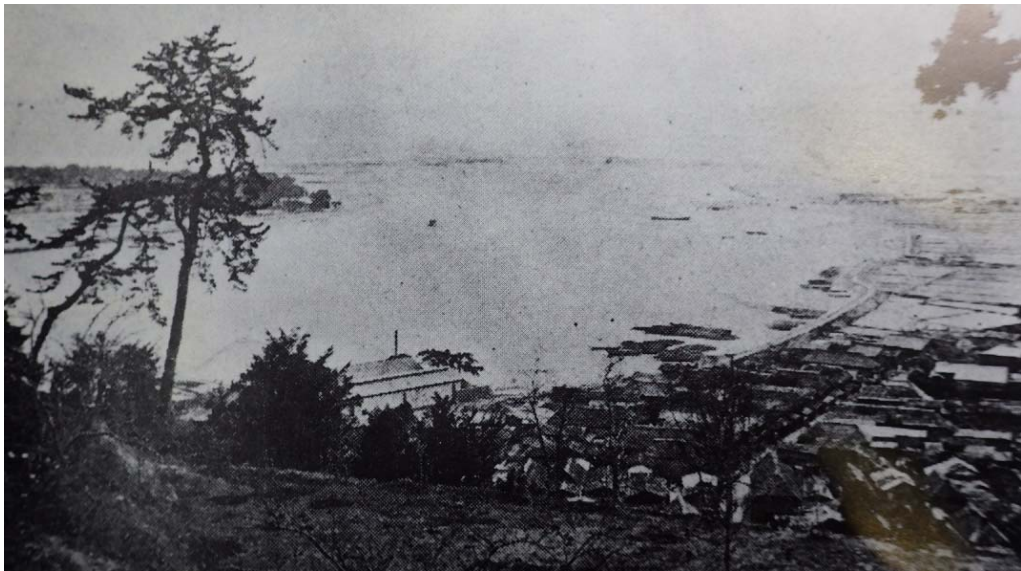


写真2 1923年（大正12年）の日和山からの俯瞰（右奥に水田が広がっている）

出典：ふるさとの思い出写真集 明治・大正・昭和石巻

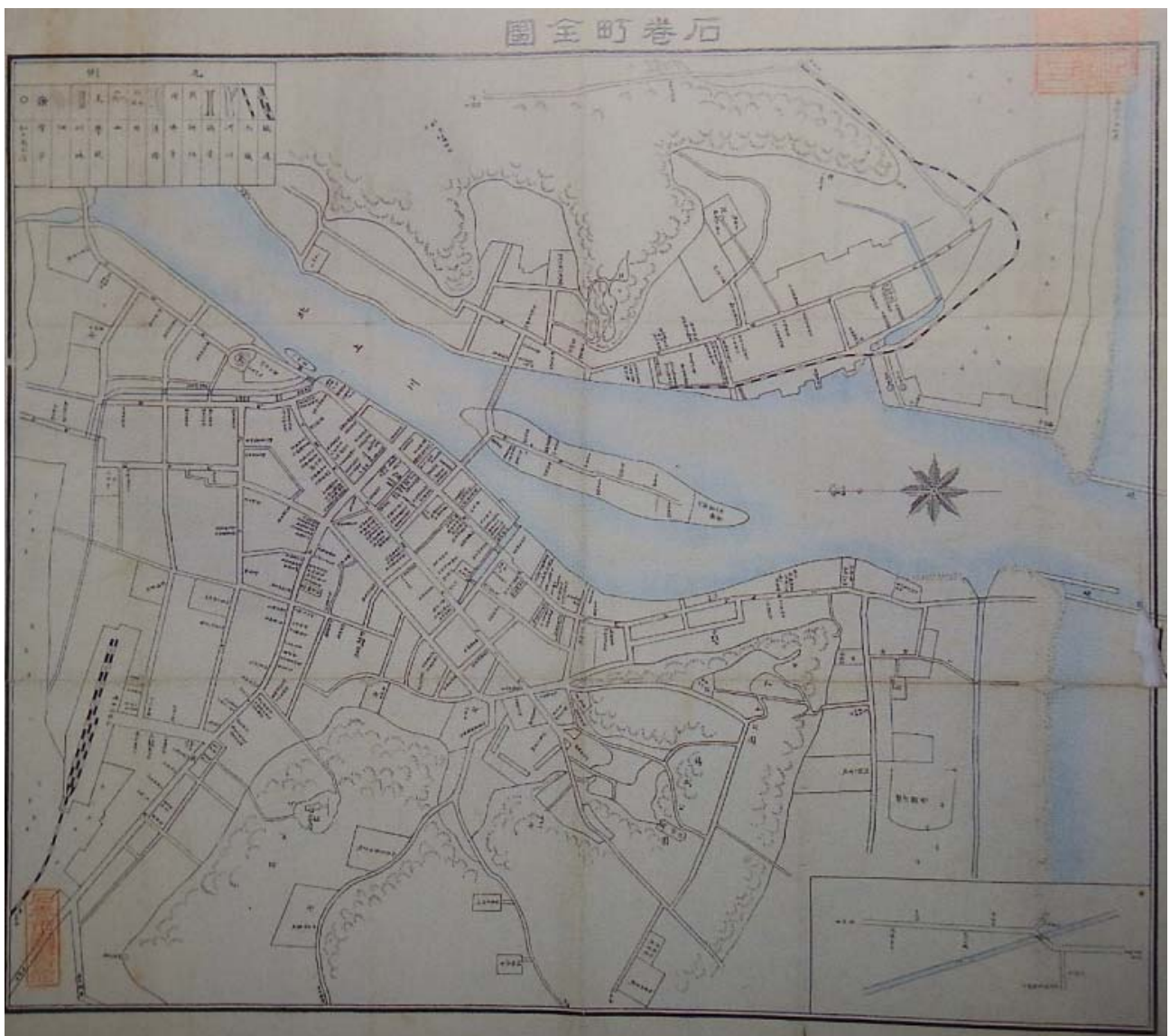


図5 1926年（大正15年）の石巻町全図【石巻市図書館所蔵】

大正時代の地形は、海岸線に沿って形成された数筋の浜堤列が微高地となり、松林を形成しており、この浜堤砂丘の上を東西に道が通っていた。

また、水系は、浜堤間湿地に集水され、東西に走っていたことがうかがえ、南浜地区を流れる聖人堀は、定川から発し海岸線に平行に流れ、北上川に注いでいた。



図6 大正時代の南浜地区周辺の自然環境（地形と水系）

1938年（昭和13年）、王子製紙社長 藤原銀次郎が東北の豊富なブナからパルプを生産するため、東北振興パルプを設立した。東北振興パルプは、1936年（昭和11年）、昭和恐慌や昭和三陸大津波により疲弊した東北地方を救済し、経済振興を促進する目的とした東北興業株式会社法に基づいて設立された東北興業株式会社と協力して石巻に工場を建設し、1940年（昭和15年）操業開始する。この東北振興パルプの操業を契機として、南浜地区に社宅などが建設され始めた。

昭和20年代には、漁業関連施設、工業化に伴う輸送施設として、当時は

内港まで貨物線の鉄道が整備されていたなど、産業系の開発が進んだものの、湿地や松林などの自然は残っていた。その後も1979年（昭和54年）に日和大橋が完成するまでは、雲雀野海岸付近には湿地が点在していた。

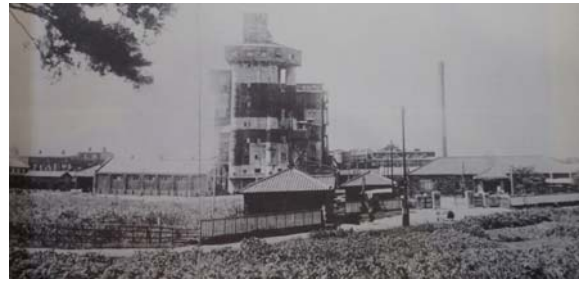


写真3 創業当初の東北振興パルプ
出典:グラビア石巻<後編>



▲1946年（昭和21年）発行



▲1952年（昭和27年）発行



▲1955年（昭和30年）発行



▲1963年（昭和38年）発行

図7 昭和20～30年代の南浜地区「五万分一地形図石巻十号」（内務省地理調査所～国土地理院）



▲雲雀野海岸に見られた湿地
1960年（昭和35年）



▲雲雀野海岸付近の松林
1960年（昭和35年）

写真4 昭和の高度成長期以前の南浜地区の様子 出典:石巻今はなくなった風景

3) 市街化の時代

昭和の高度成長期にさしかかった1964年（昭和39年）に石巻市は新産業都市に指定され、昭和42年に石巻工業港が開港し、その周辺での工業集積により内港の機能低下が生じるとともに、住宅需要が増大したことから、土地区画整理事業等により、急激な市街化が進行した。石巻市の工業都市としての発展にともない、また、1979年（昭和54年）の日和大橋の開通により、さらに南浜地区の市街化が進展した。

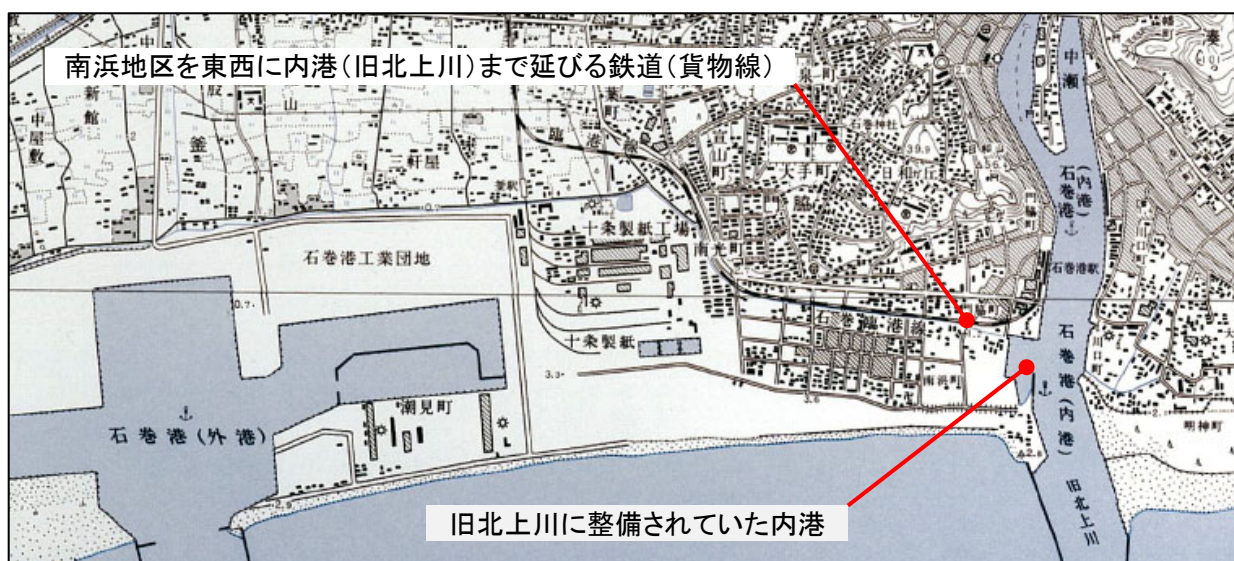


図8 内港に向かって鉄道が整備されていた1968年（昭和43年）の南浜地区



地区名	事業主体	施行面積	都市計画決定年月日	事業認可年月日	施行年度
門脇地区	市	13.3ha	昭29.12.10	昭34.5.29	昭34~42
善海田	組合	19.1ha		昭38.2.22	昭37~42
善海田(共同)	市・組合	1.6ha		昭39.12.15	昭39~41

図9 南浜地区で昭和30年代から40代はじめにかけて施工された土地区画整理事業

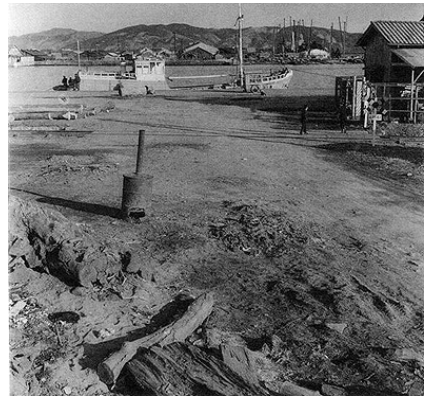
■1960年（昭和35年）



▲雲雀野海岸



▲門脇字浜裏

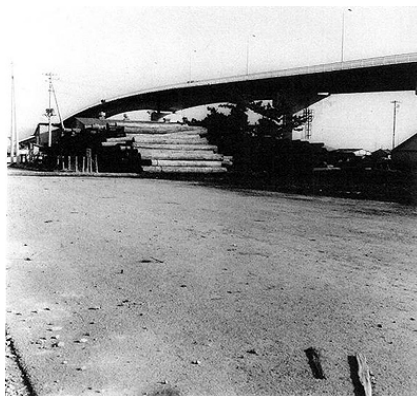


▲門脇字浜横町

■1981年（昭和56年）



▲雲雀野町 1 丁目付近



▲雲雀野町 1 丁目付近



▲門脇町 3 丁目付近

写真 5 市街化が進行する前後の南浜地区周辺の様子

出典：石巻今はなくなった風景

4) 市街地の成熟

住宅地として成熟した南浜地区は、文化・商業施設の集積も進み、内港地区の利活用の必要性からも、1986年（昭和61年）に石巻文化センター、1998年（平成10年）に石巻市立病院など、市の基幹的施設が建設され、地域の生活環境は充実していった。

2005年（平成17年）4月1日、隣接する桃生郡のうち、桃生町、河南町、河北町、北上町、雄勝町、牡鹿郡のうち、牡鹿町と石巻市が合併して新しい石巻市となった。平成の大合併を契機として、2007年（平成19年）7月10日に「市民憲章をみんなで作る会」を設置されて議論が重ねられ、2008年（平成20年）4月1日に市民の道標となる市民憲章が制定された。新石巻市民憲章の前文では、「太平洋」や「北上川」という言葉によって、私たち石巻市民の憲章であるということが表わされている。また、石巻を「北上川」の語源を考えられている「日高見」の国とすることにより、先人から受け継がれてきた郷土に対する畏敬の念と市民の郷土に対する愛情が表わされている。

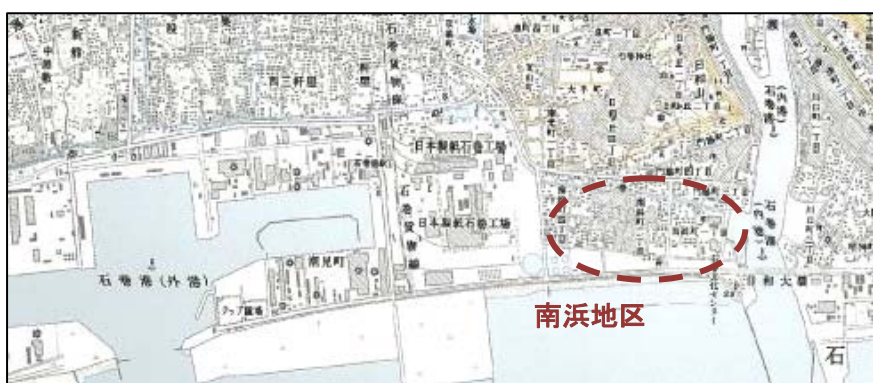


図10 成熟した南浜地区周辺の市街化 2005年（平成17年）



写真6 石巻文化センター（左）と石巻市立病院（右）

石巻市民憲章

太陽の恵みを受け、太平洋と北上川に育（はぐく）まれた「日（ひ）高見（たかみ）の国（くに）」。

わたしたちは、この美しい郷土を愛し、笑顔あふれる希望のまちをつくり伝えるため、ここに市民憲章を定めます。

まもりたいものがある

それは 生命（いのち）のいとなみ

豊かな自然

つたえたいものがある

それは 先人の知恵

郷土の誇り

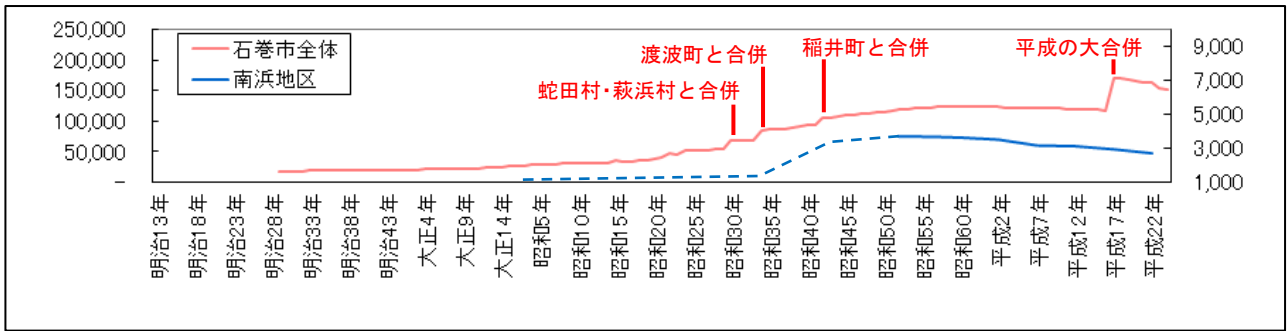
たいせつにしたいものがある

それは 人の絆（きずな）

感謝のこころ

わたしたちは 石巻で生きてゆく

共につくろう 輝く未来



石巻市 HP より

	明治6年	明治11年	明治13年	明治22年	明治29年				大正元年			昭和8年	昭和9年		昭和15年	昭和20年	昭和28年	昭和34年	昭和35年	昭和39年	昭和42年		昭和46年	昭和50年	昭和54年	昭和61年	平成2年	平成10年			平成23年	
石巻市全体	北上運河工事起工	北上川低水工事起工	石巻町誕生	明治三陸地震(津波)					石巻線開通			市制施行	昭和三陸地震(津波)		中瀬の造船所に銃爆撃				子リ沖地震(津波)	新産業都市に指定							大正以来初の人口減					東日本大震災発生
南浜地区周辺	門脇小学校開校												門脇に魚市場開設		東北バルブ創業開始	臨港線運転開始	土地区画整理事業開始				土地区画整理事業完了	石巻工業港開港	門脇臨港線廃止	雲雀野公園完成	日和大橋開通	文化センター開館			市立病院開院			

図 11 石巻市及び南浜地区の主な出来事

(3) 東日本大震災における被害の実態

1) 石巻市及び南浜地区の被災の概要

2011年（平成23年）3月11日（金）14時46分に、北緯38度06.2分・東経142度51.6分の三陸沖深さ24kmを震源とする、マグニチュード9.0という観測史上最大の地震が発生し、石巻市は震度6強を記録した。石巻市各所で計測された気象庁発表による津波計等による最大の高さは、鮎川で8.6mを記録した。国土地理院発表による石巻市の津波浸水面積は73km²であり、市内の13.2%、平野部の約30%が被害を受け、中心市街地は全域が浸水した。地盤沈下が著しかった箇所は、牡鹿地区鮎川で-120cm、渡波明神で-78cm、渡波字貉坂山で-67cmを計測している。平成25年12月末現在の人的被害の状況は、宮城県全体で死者9,537名、行方不明者1,287人であり、石巻市では死者3,166人、行方不明者434人であった。また、津波により全壊した市街地面積は宮城県全体で2,936ha、そのうち石巻市は1,178haと群を抜いた規模であり、東日本大震災全体の被害の中でも石巻市は最大の被災地といえる。

南浜地区（南浜町、門脇町）では、津波の襲来と火災の延焼により、死者・行方不明者合わせて400人余りの方々が犠牲となった。

これは、石巻市全体の犠牲者の11%強にあたり、南浜地区被災面積74.9haが、石巻市全体の被災区域面積5,734haの1.3%に過ぎないことから、最大被災地石巻市の中でも特に被災密度の大きな地区であることを物語っている。

今回の震災は、「地震」「津波」「火災」「地盤沈下」という複合災害であり、南浜地区はその全ての被災地となった。



写真7 日和山の麓に迫る火災



▲震災前の南浜地区
2009年（平成21年）6月25日撮影



▲震災後の南浜地区
2011年（平成23年）3月12日撮影

写真8 震災前後の南浜地区 出典：Google earth

2) 南浜地区の現況

被災直後は、あたり一面無数のがれきで覆い尽くされ、足の踏み場もない状態となった。日和山の麓は、燃え広がった火災のため、焼けたただれたがれきや、錆びた車両がいたるところに放置されていた。その後、通路を確保するため道路からがれきの除去が進められ、時間の経過とともに被災した建物や流出物もほとんどが撤去された。



津波襲来時の南浜地区
2011年（平成23年）3月11日 16:57撮影



2011年3月
平成23年3月撮影



2013年3月
平成25年3月撮影



2013年9月
平成25年9月撮影

写真9 がれきが撤去され更地となっていく過程の南浜地区

2013年(平成25年)には、石巻文化センターや石巻市立病院も解体され、震災後のがれきり置場となった雲雀野公園も更地となった。

現在、宅地の多くは雑草が繁茂し、地盤沈下した道路などでは冠水した状態が続き、湿地となっている区域もみられる。

一方、在校児童の津波被害がなく、周辺住民が校舎屋上から日和山に伝って避難して、津波の恐ろしさや甚大な被災状況が分かる大破した門脇小学校が残存し、石巻市により震災遺構としての保存が検討されている。

津波により甚大な被害を受けた南浜地区であるが、がれきが少しずつ撤去され、市外からも多くのボランティアが訪れだした頃から、新たな志を持った市民がこの地で多様な活動を始め、地域のコミュニティや関係者同士の絆を深めるきっかけとなった。

震災から3年が経過しようとしている現在も、これらの活動の多くは継続して行われている。



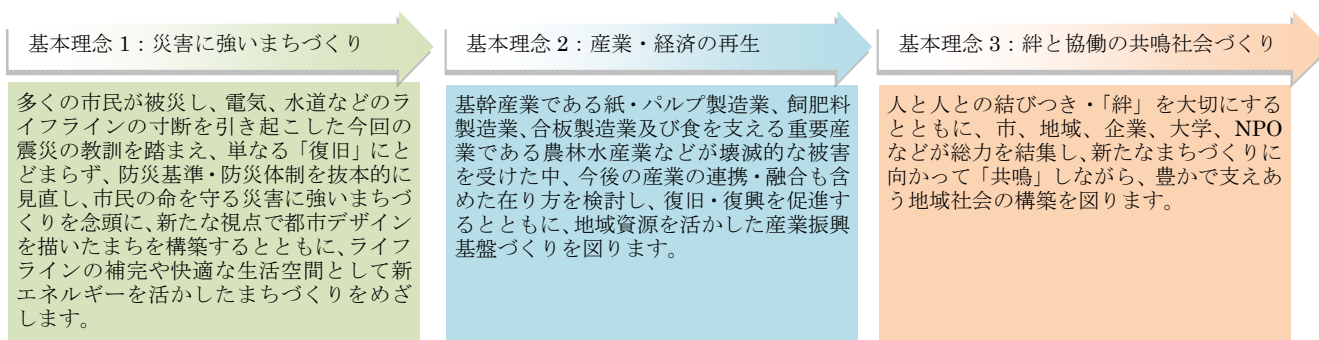
写真 10 南浜地区で行われている多様な市民活動

(4) 石巻市震災復興基本計画

1) 石巻市震災復興基本計画の概要

石巻市は、東日本大震災からの将来的な復旧・復興を実現していくための道標として「石巻市震災復興基本計画」を策定した。本計画では、復旧・再生を乗り越える新たな産業創出や減災のまちづくりなどを推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指し、「災害に強いまちづくり」、「産業・経済の再生」、「絆と協働の共鳴社会づくり」の3つを基本理念に掲げた。復興にあたっては、復旧期、再生期、発展期の3段階のステージが設定され、2020年（平成32年）度までの概ね10年間を計画期間として復興の目標に定めている。

石巻市震災復興基本計画では、L1津波（数十年から百数十年の周期での発生が想定される津波）に対応する防潮堤とL2津波（数百年から千年の周期での発生が想定される津波）に対応する高盛土道路及び防災緑地の多重防御の骨格で市街地を守ることとしている。なお、高盛土道路と防災緑地の第2線堤から海側の地域は、災害危険区域に指定され非可住地に、陸側の地域は現地再建を基本としている。



計画期間：10年間（目標：平成32年度）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
復旧期 H23～H25			再生期 H26～H29				発展期 H30～H32		

図 12 石巻市震災復興基本計画の工程



図 13 石巻市震災復興基本計画における多重防御の考え方

2) 南浜地区周辺の復興事業

南浜地区は、石巻市中心市街地の南部に位置し、北側は日和山、東側は旧北上川に近接して広がる住宅地であったが、東日本大震災により発生した大津波により壊滅的な被害を受けた。

このため、南浜地区周辺では、海岸保全施設災害復旧事業、河川改修事業、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業が計画されており、河川改修事業は、一部で工事が始まっている。

L1津波対応としては、海岸堤防と河川堤防が計画されており、雲雀野海岸の海岸堤防は、今次津波の被害状況を踏まえたT.P. +7.2mの高さで検討が進められている。

河川堤防は、上流に向かって徐々に低くなるが、旧北上川河口から1.6kmの日和山麓付近までの区間は、海岸堤防と同じT.P. +7.2mの高さで計画されている。なお、旧北上川河口の新たな河川堤防の整備にあたっては、安全・安心に加え、人々が憩える空間を創造する、水辺を活かした「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」と連携し、旧北上川河口かわまちづくりの検討が進められている。

L2津波対応としては、多重防御施設の高盛土道路として都市計画道路南光門脇線が計画されている。この道路より北の約23.4haの区域は、土地区画整理事業により、被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行うこととされているが、この道路より南の区域については、災害危険区域に指定され、内陸部への集団移転が予定されている。

当公園は、石巻市震災復興基本計画の未来への伝承プロジェクトの中で、シンボル公園整備事業として位置づけられている。シンボル公園整備事業では、鎮魂の森や多目的広場の整備が計画されている。

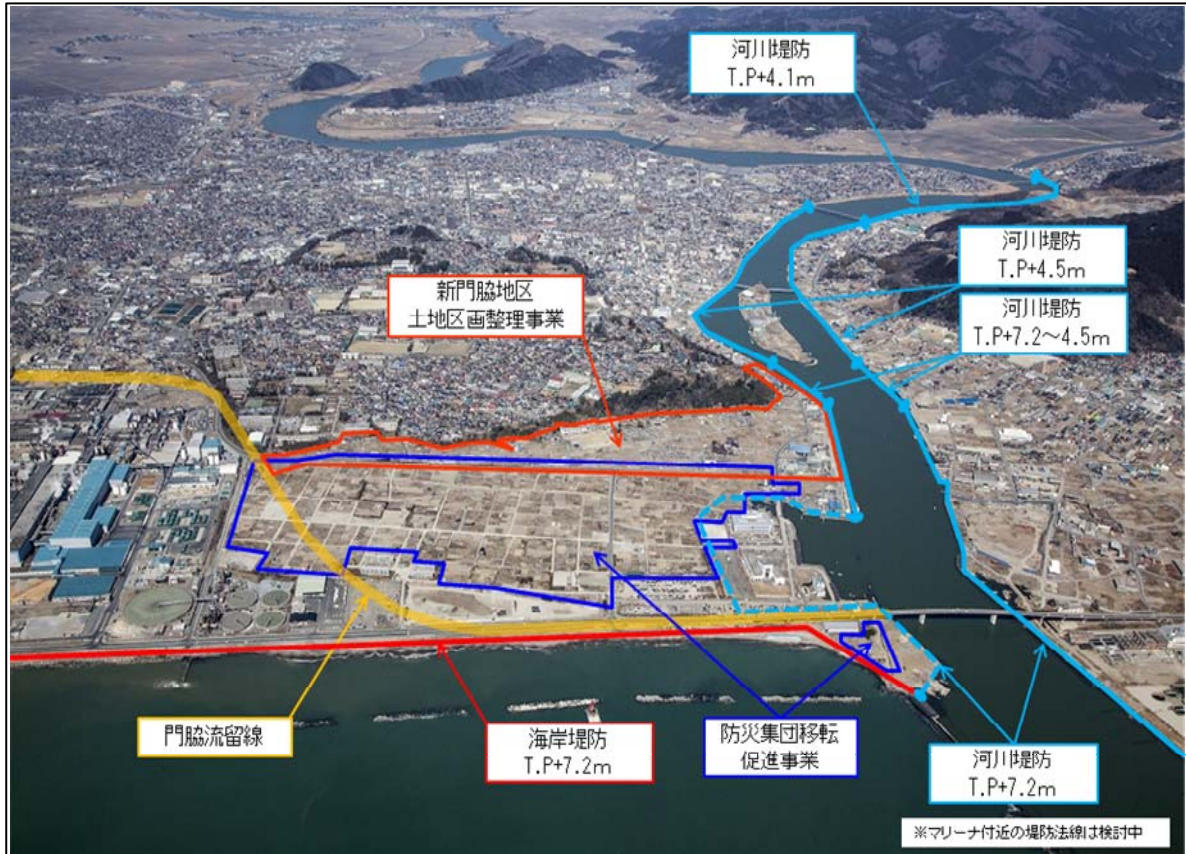


図 14 南浜地区周辺の主な復興事業 2013年(平成25年)3月22日撮影

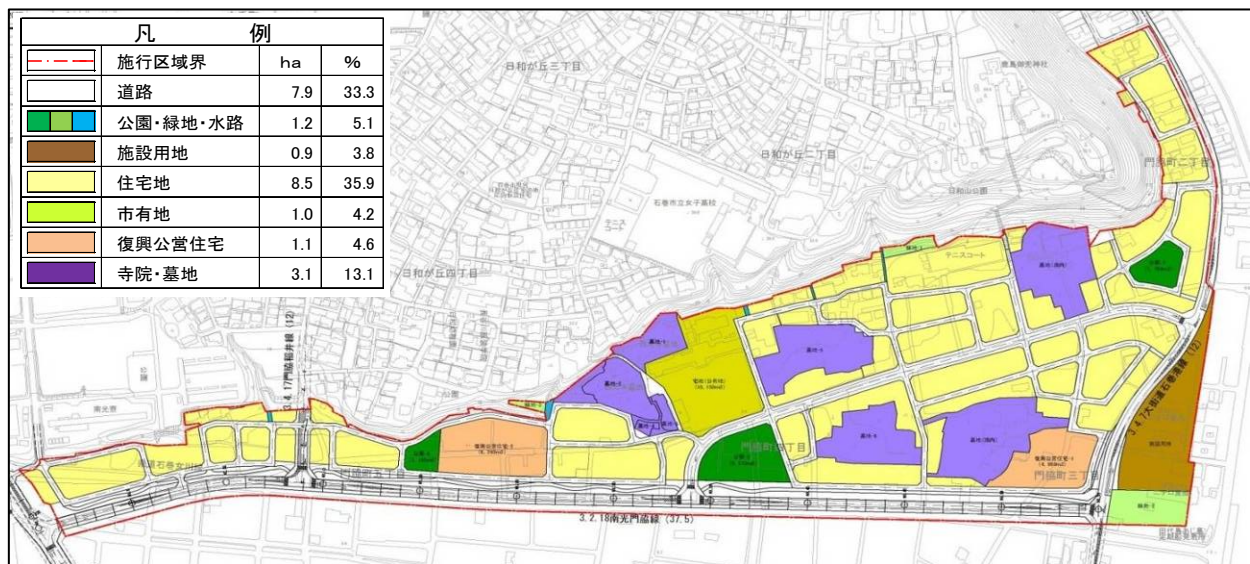


図 15 新門脇地区土地区画整理事業の土地利用計画 資料提供:石巻市・UR

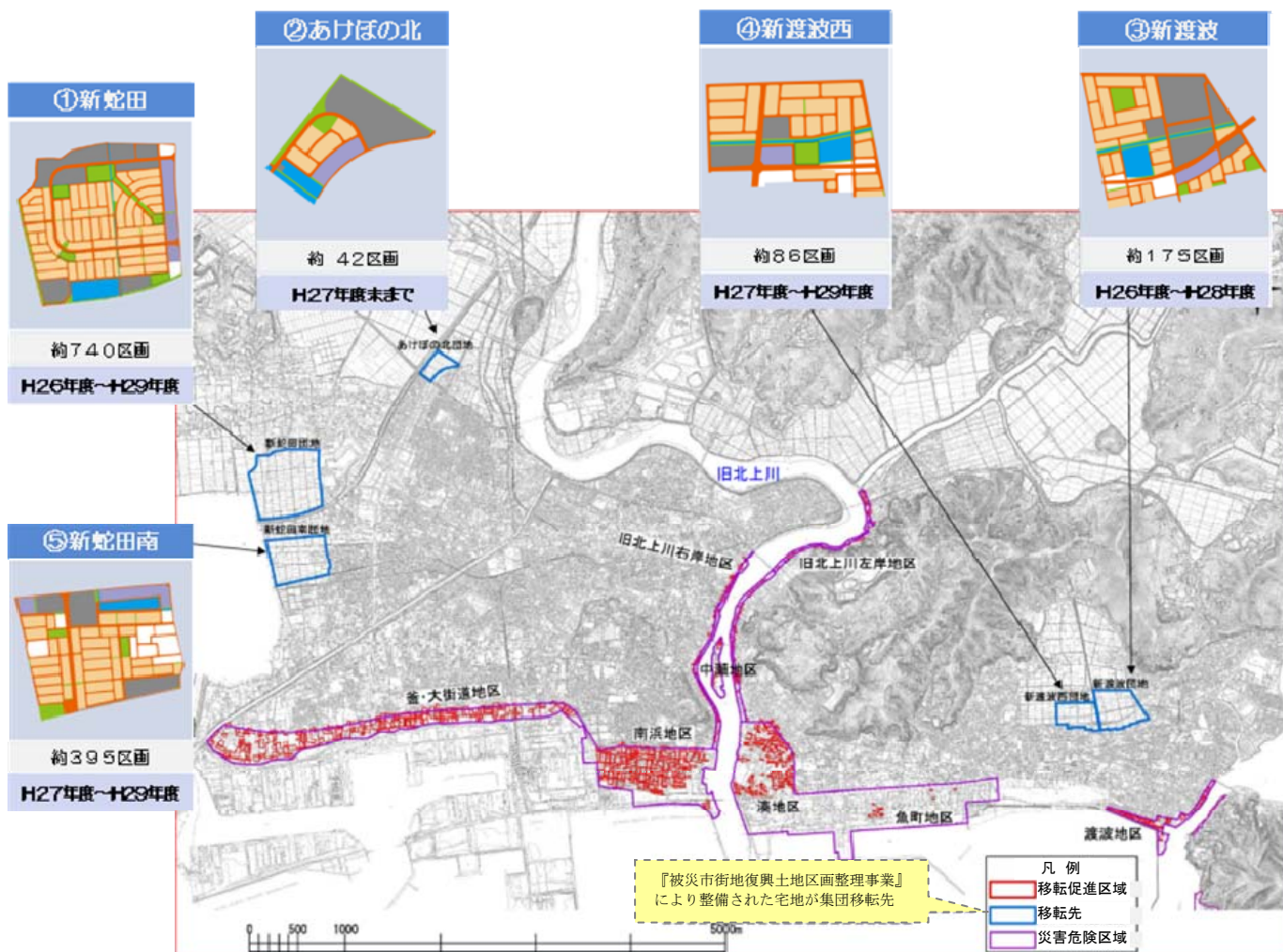


図 16 防災集団移転促進事業における災害危険区域・移転促進区域と移転先
 ※平成 26 年 1 月現在

2. 基本理念

東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であり、宮城県内においても、死者・行方不明者合わせて約1万1千人もの方々が犠牲となり、特に石巻市では約4千人もの犠牲者が集中する国内最大の被災地となった。

なかでも石巻市の南浜地区は、津波襲来後に発生した火災もあいまって多くの方々が犠牲になった場所であり、また大量にがれきに埋め尽くされるなど、今回の大震災の被害を象徴する地区となっている。

この地に整備される復興祈念公園は、この地のみならず東日本大震災で犠牲になった全ての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるとともに、津波という自然災害が避けられない我が国において、この震災の記憶と教訓を後世に伝える場となり、さらには、かつて市街地であった場所に公園整備を通じて人々がかかわり、人と人との絆、つながりを築いていくことにより、東日本大震災からの復興の象徴としての場となるものである。

このような認識のもと、宮城県石巻市南浜地区における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定める。

東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の思いとともに、

- ・まちと震災の記憶をつたえ
- ・生命（いのち）のいとなみの杜をつくり
- ・人の絆（きずな）をつむぐ

3. 基本方針

基本理念を踏まえ、南浜地区における復興祈念公園の基本方針を設定する。

(1) 犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築する

石巻市は、東日本大震災の最大の被災県である宮城県の中でも最大の被災地であり、中でも南浜地区は特に大きな被害を受けた被災地を代表する場所である。

南浜地区に整備される復興祈念公園には、今回の震災の犠牲者への追悼と鎮魂が第一に求められるものである。さらに、石巻市に留まらず被災地全体の要となる復興祈念公園として、多くの人が集い、今回の震災で失われた全ての命、これまでの暮らしやまちに対して思いを寄せ、復興を祈念する場として、多くの人が集うことのできる祈りの空間を整備する。

(2) 被災の実情と教訓を後世に伝承する

東日本大震災は未曾有の大災害であり、高度成長期以降に急激な市街化が進行した南浜地区においても、津波により市街地に甚大な被害が生じ、人々は日和山の高台に避難した。

津波という自然災害が避けられない我が国において、人々が自然の脅威に備え、安全に生活していくためには、震災の実情とその教訓を後世に伝えていくことが必要であることから、当公園において、今回の津波の脅威やその被害の大きさを後世に伝承する場を構築する。あわせて、被災地全体の伝承の場の要として、他の復興祈念公園やアーカイブセンター、震災遺構との連携を図っていく。

(3) 復興の象徴の場としてメッセージを国内外に発信する

東日本大震災からの復興では、国内外から多くの支援をいただいております、このような支援に応えるためにも、最大の被災県である宮城県の中でも最大の被災地である石巻市に整備される当公園では、被災地全体の取り組みの要として、復興の象徴となるメッセージを発信する必要があります。

かつての砂浜や松林、湿地が住宅地となり、東日本大震災により多くの命が失われ、住民が集団移転するという南浜地区の歴史を踏まえ、がれきに覆われた地に人々が思いを込めて郷土の樹木を植え、美しい杜へと時間をかけて再生することにより、復興への強い意志を国内外に発信する、東日本大震災からの復興の象徴としての空間を整備する。

(4) 多様な主体の参画・協働の場を構築する

今回の震災では南浜地区の住民をはじめ多くの人々が仮設住宅に移転を余儀なくされ、さらに今後新たな場所の住宅に移転することから、これまでのコミュニティの衰退が懸念されている。

一方で多くの人々が新たにこの地域の復興まちづくりに携わり、新たな人の絆も生まれつつある。この人と人とのつながりを再生していくことが真の復興につながるものである。

そのため、当公園では、市民、NPO、企業など多様な主体が公園の計画段階から管理運営段階を通して、植樹活動や防災学習など様々な形で参画・協働の場を構築する。

(5) 来訪者の安全を確保する

南浜地区は今回の震災を受け、今後起こりうる津波・高潮・洪水災害に備えて、居住系建築物の新築及び増改築を規制する災害危険区域に指定されているが、当公園やその周辺では多くの人を訪れることが想定されるため、これらの災害に備えた安全性の確保が求められる。

このため、適切な避難が円滑にできるよう、避難の丘や周辺の高台への避難経路などを整備し、来訪者の安全を確保する。

4. 公園区域

石巻市震災復興基本計画では、防災集団移転促進事業により集団移転する南浜町・門脇町のうち、新門脇地区土地区画整理事業（2線堤となる高盛土道路の南光門脇線）、海側の主要避難道路である門脇流留線、旧北上川、日本製紙のある石巻港臨港地区（工業港区）に囲まれた区域をシンボル公園として整備することとしている。

これを踏まえ、本構想では以下の点線の区域を当公園の検討区域とする。

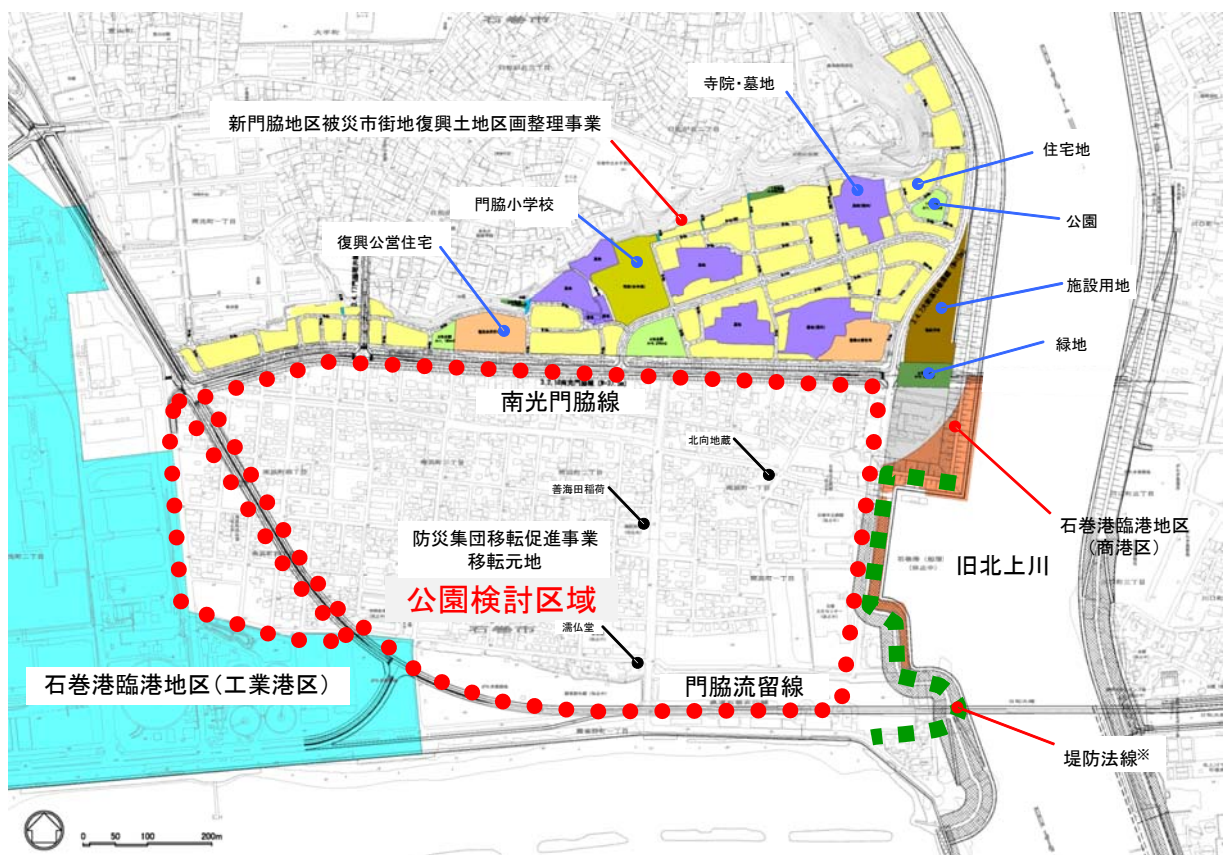


図 17 震災復興祈念公園の検討区域

※堤防法線は現在検討中



写真 11 日和大橋より公園区域を望む

5. 空間構成の方針

(1) 空間構成の考え方

1) 追悼と鎮魂の丘及び式典広場

石巻は川湊として発展してきた経緯から、周辺の多くの神社は海上安全を祈願しており、その向きは旧北上川の河口沖を向いている。

当公園は、東日本大震災の犠牲者に対する追悼と鎮魂の場であることから、津波が来襲した方向である「海」を意識することが必要である。

しかし、雲雀野海岸ではT.P. +7.2mの高さで海岸堤防の整備が予定されており、現地盤から海を見ることができない。このため、祈りの空間として海を望み、津波の高さを実感できる追悼と鎮魂の丘を適切な位置、高さで整備する。

また、丘の麓に相当規模の式典広場を設ける。

2) 周辺と連携した実情と教訓の伝承

南浜地区の住民は門脇小学校が避難所であったことから、震災時には門脇小学校に避難し、さらにそこから日和山に避難した。

今回の津波の実情と教訓を後世に伝えるためには、市街地の遺構や追悼・鎮魂の丘で津波の高さや威力を体感するだけでなく、門脇小学校から避難した日和山への距離と高さを歩いて体感することで、津波の脅威と避難に要する時間やその避難の効果を認識できる。

そのため、この公園では追悼・鎮魂の丘から日和山を眺め、かつ歩いて体感できる動線を設定し、土地区画整理事業と連携して教訓を伝承する。

(2) 空間配置方針

空間構成の考え方に基づき、海との関係を考慮して軸線を形成し、海に向かった時、避難場所となった背後の日和山の視覚的な位置関係を確保し、空間配置方針を整理する。

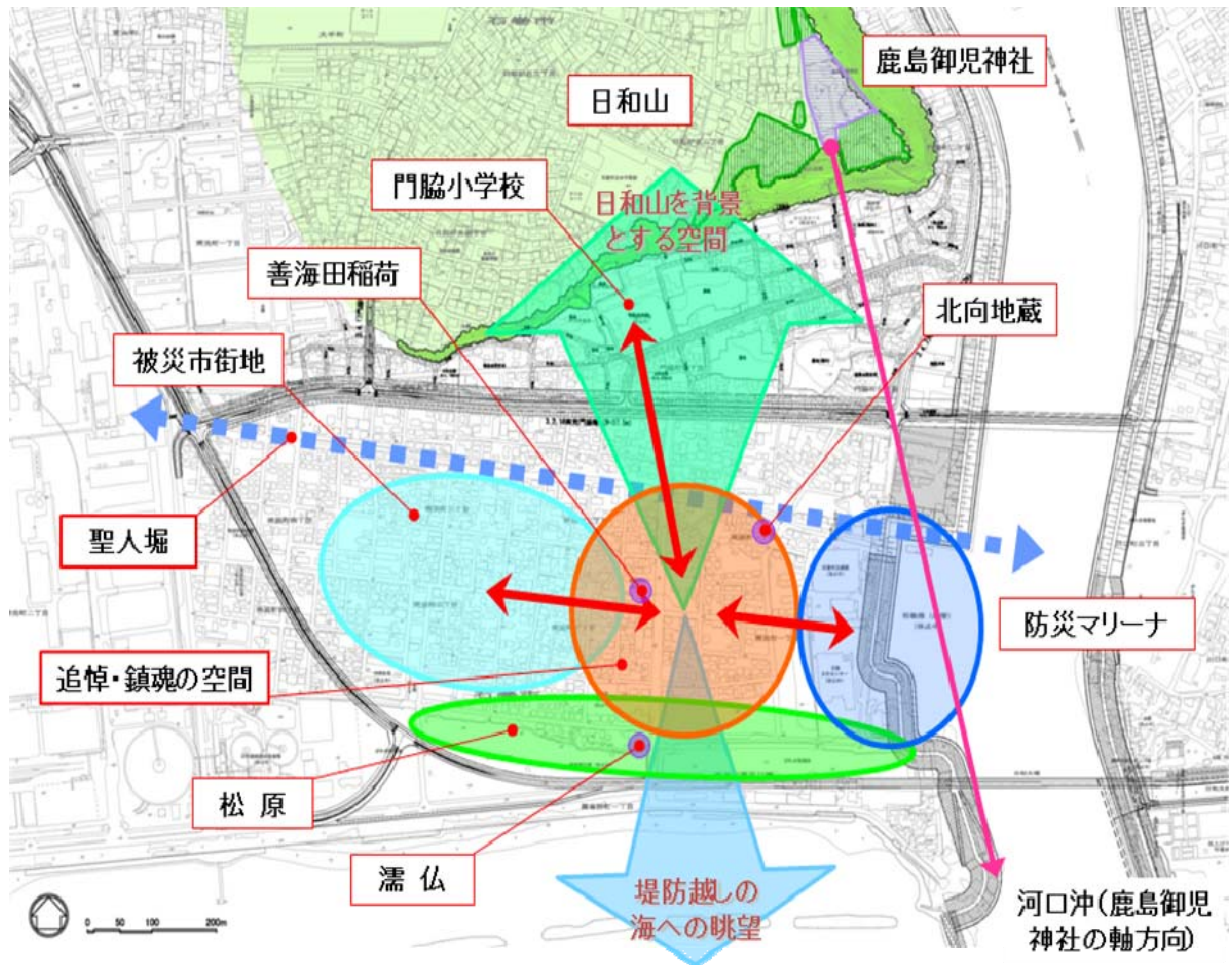


図 18 追悼・鎮魂空間の配置方針

(3) 国・県・市の役割と機能区分

当公園は、共通の基本理念と基本方針に基づいて、国・県・市の役割分担のもとに、公園全体の一体的な整備を目指すものである。

このため、整備区域を大きく二つに区分し、主に追悼と鎮魂や、教訓の伝承機能を担う区域東側の部分を県営公園として、国・県が連携して整備を行うこととし、西側の部分を市が、多様なニーズを受けとめる空間として整備する。

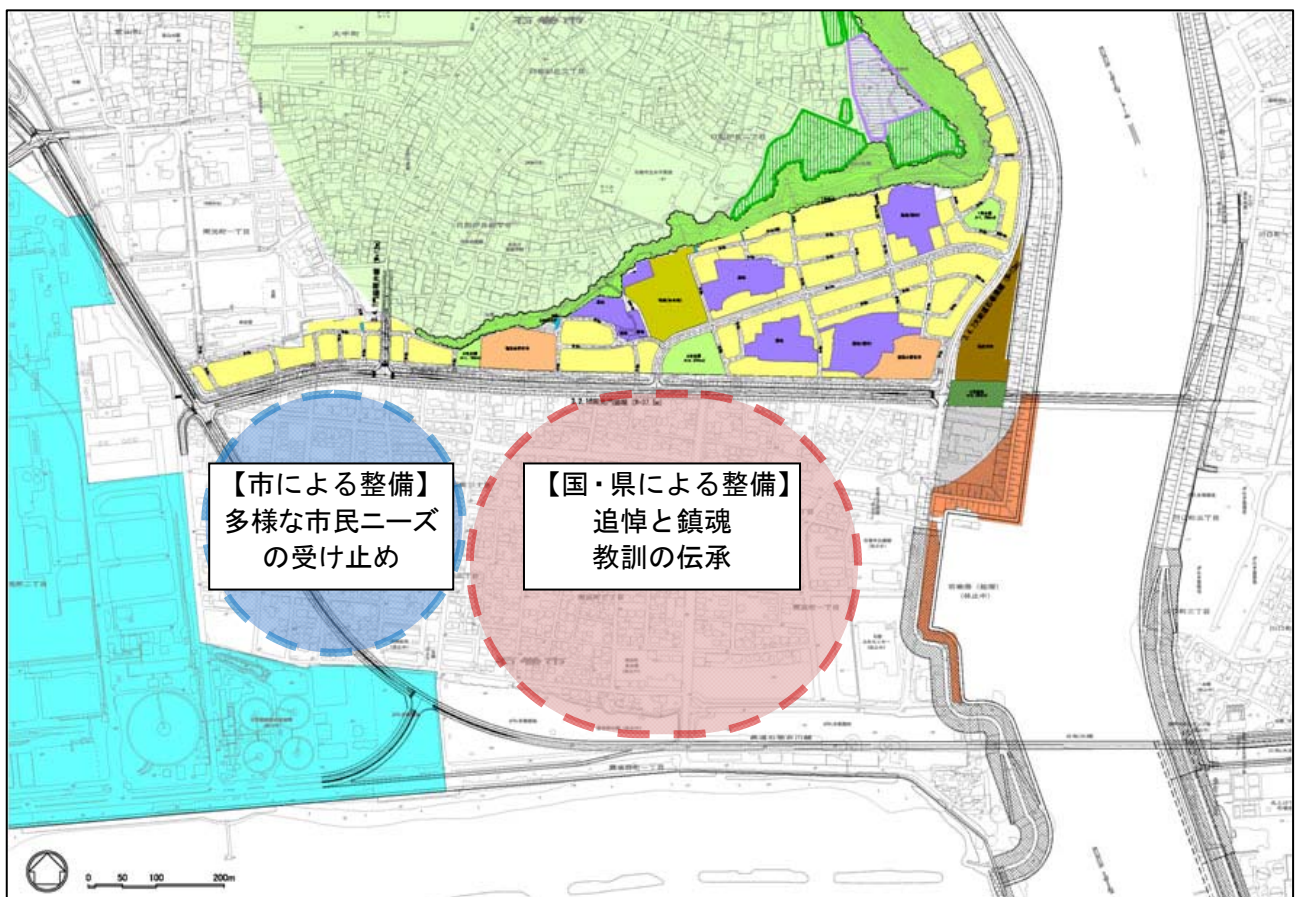


図 19 国・県・市の役割と機能区分

(4) 空間の骨格

1) 追悼と鎮魂の場

空間配置方針に従い、追悼と鎮魂のための祈りの場として、多様な思いで様々な方向を望むことのできる「追悼と鎮魂の丘」を設ける。また、丘に隣接して、相当規模の「式典広場」を設ける。

追悼と鎮魂の丘は、海が意識できる高さとし、南浜地区を襲った津波の高さ以上とすることで、今後起こりうる津波・高潮・洪水などの災害時に来訪者の安全を確保することにも寄与する。

2) 教訓の伝承の場

当公園となる敷地が、かつての市街地跡地であり、この地が大津波によって瞬時に失われた記憶を未来に留めるため、元の街路形態や震災遺構を公園デザインに取り入れることにより、津波の大きさと恐ろしさの教訓を伝承する。

津波の高さに対する脅威は、追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れることにより表現でき、実際に津波の高さに立つという体感によって教訓の伝承がより深められることになる。

3) 復興の象徴の場

郷土の樹木の苗の育成や植樹などを通じて、市民、NPO、企業など多様な主体が公園づくりに関わりながら、時間をかけて命のいとなみにより育まれる美しい杜づくりを行う。

この取り組みを、震災からよみがえる被災地の姿と重ねあわせ復興への強い意思と決意を国内外に発信する「復興の象徴」とする。

4) 来園者の安全を確保する場

当公園が災害危険区域に位置し、津波、高潮、洪水災害が懸念されることから、来園者が適切かつ円滑に避難できるよう、「追悼と鎮魂の丘」のほか、避難場所となる丘や、周辺の避難経路を整備する。

5) 多様な主体の参画・協働の場

東日本大震災の復旧では全国から集まったボランティアが携わるなど、個人や組織による「絆」により活動が展開したところである。

当公園では、市民、NPO、学校、企業等の多様な主体により、杜づくりとして樹木や花木の植栽のほか、イベントの実施、施設の維持管理等、さまざまな参加の形態が見込まれるため、多様な主体が円滑に参画できるような場づくりを行い、市民との協働による管理・運営を実施する。